

第5回労働協約交渉**「賃金・諸手当」「出向」について交渉
職務手当は旧制度の特殊
勤務手当を下回らないこと****「定期昇給の標準乗数は4以上とすること」**

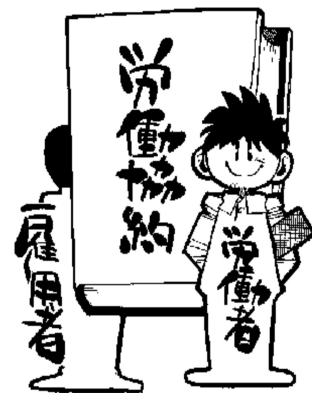
◆社員の労苦に報いるための最低条件が「定期昇給の完全実施・標準乗数4」だと考えるので「標準乗数4以上」とするべきである。

「職務手当は旧制度の特殊勤務手当を下回らないこと」

◆新制度実施で、特殊勤務手当より職務手当が減額となった職種は、職務手当を見直すべきである。

「出向先の労働条件を改善すること」

◆出向社員の労働条件は、JR東海として出向先会社に対し改善を求めるべきである。

**「出向作業手当Bを増額すること」**

◆「努力した者が報われる」制度だと会社は常々述べられるならば、出向先会社で努力している社員に対し出向作業手当Bを増額すべきである。

国 労 東 海 か べ 新 聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩